

第85期 中間決算公告

平成20年11月17日

茨城県土浦市中央二丁目11番7号

株式会社 関東つくば銀行

取締役頭取 木村 興三

第85期中（平成20年9月30日現在）中間貸借対照表

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------------|------------------|----------------------|------------------|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | 61,804 | 預 金 | 1,220,358 |
| コールローン | 40,000 | 債券貸借取引受入担保金 | 20,000 |
| 買入金銭債権 | 1,389 | 借 用 金 | 11,020 |
| 商品有価証券 | 146 | 外 国 為 替 | 17 |
| 金銭の信託 | 1,944 | 社 債 | 2,700 |
| 有価証券 | 266,440 | そ の 他 負 債 | 7,413 |
| 貸 出 金 | 918,751 | 未 払 法 人 税 等 | 95 |
| 外 国 為 替 | 409 | そ の 他 の 負 債 | 7,317 |
| そ の 他 資 産 | 14,443 | 賞 与 引 当 金 | 511 |
| 有形固定資産 | 8,052 | 退 職 給 付 引 当 金 | 2,635 |
| 無形固定資産 | 3,045 | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 115 |
| 繰延税金資産 | 11,111 | 睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金 | 182 |
| 支払承諾見返 | 3,470 | 偶 発 損 失 引 当 金 | 446 |
| 貸倒引当金 | △ 19,843 | 再評価に係る繰延税金負債 | 741 |
| | | 支 払 承 諾 | 3,470 |
| | | 負 債 の 部 合 計 | 1,269,612 |
| | | （純資産の部） | |
| | | 資 本 金 | 31,368 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 10,758 |
| | | 資 本 準 備 金 | 10,758 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 4,856 |
| | | 利 益 準 備 金 | 251 |
| | | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 4,604 |
| | | 繰越利益剰余金 | 4,604 |
| | | 自 己 株 式 | △ 260 |
| | | 株 主 資 本 合 計 | 46,723 |
| | | その他有価証券評価差額金 | △ 5,551 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △ 15 |
| | | 土地再評価差額金 | 397 |
| | | 評価・換算差額等合計 | △ 5,169 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 41,554 |
| 資 産 の 部 合 計 | 1,311,167 | 負債及び純資産の部合計 | 1,311,167 |

第85期中 (平成20年4月1日から平成20年9月30日まで) 中間損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------------|------------|
| 経 常 収 益 | 16,876 |
| 資 金 運 用 収 益 | 13,021 |
| (うち貸出金利息) | (10,891) |
| (うち有価証券利息配当金) | (1,393) |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 2,476 |
| そ の 他 業 務 収 益 | 373 |
| そ の 他 経 常 収 益 | 1,005 |
| 経 常 費 用 | 21,157 |
| 資 金 調 達 費 用 | 2,691 |
| (うち預金利息) | (2,038) |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 1,050 |
| そ の 他 業 務 費 用 | 4,048 |
| 営 業 経 費 | 10,231 |
| そ の 他 経 常 費 用 | 3,134 |
| 経 常 損 失 | 4,280 |
| 特 別 利 益 | 771 |
| 特 別 損 失 | 174 |
| 税 引 前 中 間 純 損 失 | 3,683 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 23 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △ 35 |
| 中 間 純 損 失 | 3,672 |

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-------|---------|
| 建 物 | 15年～47年 |
| そ の 他 | 3年～15年 |
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は25,647百万円であります。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

| | |
|----------|---|
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理 |
|----------|---|

(会計基準変更時差異の償却期間)
なお、会計基準変更時差異（6,429百万円）については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理額を除き、10年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
 - (4) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員及び執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - (5) 睡眠預金払戻引当金
睡眠預金払戻引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻見込額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - (6) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である貸出金等の金融資産・負債から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。当行のリスク管理方針に則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。

表示方法の変更

（中間貸借対照表関係）

「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第44号平成20年7月11日）により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式（及び出資額）総額 608百万円
2. 賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、国債に1,731百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,943百万円、延滞債権額は54,875百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は105百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,465百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は66,390百万円であります。
なお、3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 住宅ローン債権証券化（RMB S－Residential Mortgage Backed Securities）により、信託譲渡をした貸出金元本の当中間期末残高は、59,316百万円であります。なお、当行はRMB Sの劣後受益権26,941百万円を継続保有し、貸出金中の「証書貸付」に24,067百万円、現金準備金として現金預け金中の「預け金」に2,873百万円を計上しております。
8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,171百万円であります。
9. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 51,594百万円
担保資産に対応する債務
預金 2,706百万円
債券賃貸借取引受入担保金 20,000百万円

上記のほか、為替決済、コールマネー、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券32,936百万円を差し入れております。子法人等の借入金の担保として、有価証券1,731百万円を差し入れております。

また、その他の資産等のうち保証金は2,865百万円であります。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、260,360百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが24,731百万円あります。

なお、これらの契約は、融資実行されずに終了するものも含まれているため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定評価に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

12. 有形固定資産の減価償却累計額 10,033百万円
 13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金11,020百万円が含まれております。
 14. 社債は全額劣後特約付社債であります。
 15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は2,716百万円であります。
 16. 1株当たりの純資産額 683円53銭
 17. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準） 8.17%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却757百万円、株式等償却1,983百万円を含んでおります。
 2. 1株当たり中間純損失金額 65円63銭
 3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、当中間会計期間は純損失が計上されているので、記載しておりません。
 4. 「特別利益」には、貸倒引当金戻入益289百万円、退職給付信託設定益263百万円を含んでおります。
 5. 当中間会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額146百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

| 地域 | 主な用途 | 種類 | 減損損失額（百万円） |
|------|------|------|--------------------------|
| 茨城県内 | 営業店舗 | 10ヵ店 | 130（土地 105、建物 24） |
| | 遊休資産 | 3ヵ所 | 1（土地 1） |
| 茨城県外 | 営業店舗 | 1ヵ店 | 14（建物 2、その他 12） |
| | 遊休資産 | 2ヵ所 | 0（建物 0） |
| 合 計 | | | 146（土地 107、建物 27、その他 12） |

（グルーピングの方法）

当行の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、出張所は母店にグルーピング）としており、遊休資産については、各資産を各々独立した単位としております。

（回収可能価額）

当中間会計期間において、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

（有価証券関係）

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

| | 中間貸借対照表計上額 （百万円） | 時 価 （百万円） | 差 額 （百万円） |
|------|---------------------|--------------|--------------|
| その他 | 7,108 | 6,562 | △ 546 |
| 外国債券 | 7,108 | 6,562 | △ 546 |
| 合計 | 7,108 | 6,562 | △ 546 |

（注）時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

| | 取得原価 (百万円) | 中間貸借対照表計上額 (百万円) | 評価差額 (百万円) |
|------|---------------|---------------------|---------------|
| 株式 | 8,393 | 7,947 | △ 446 |
| 債券 | 197,246 | 195,881 | △ 1,364 |
| 国債 | 88,099 | 87,861 | △ 238 |
| 地方債 | 3,617 | 3,569 | △ 48 |
| 社債 | 105,528 | 104,450 | △ 1,077 |
| その他 | 54,468 | 50,727 | △ 3,740 |
| 外国債券 | 24,126 | 23,401 | △ 725 |
| その他 | 30,341 | 27,326 | △ 3,015 |
| 合計 | 260,107 | 254,556 | △ 5,551 |

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、5,306百万円(うち、株式1,077百万円、その他4,228百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は次のとおりです。決算期末日における時価が取得原価に比べて30%以上下落したものについては、回復の可能性があると認められる場合を除き、時価と取得原価の差額を償却するものとしております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

| | 金額 (百万円) |
|------------|-------------|
| 子会社・子法人等株式 | 608 |
| その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 1,886 |
| 事業債私募債 | 2,716 |
| その他 | 765 |

(金銭の信託関係)

金銭の信託は運用目的の金銭の信託であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

| | |
|------------------|------------|
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 18,261 百万円 |
| 繰越欠損金 | 80 |
| 有価証券償却 | 4,699 |
| 退職給付引当金損金算入限度超過額 | 1,429 |
| 減価償却超過額 | 407 |
| その他有価証券評価差損 | 2,338 |
| 賞与引当金損金算入限度超過額 | 206 |
| 未収利息不計上額 | 111 |
| その他 | 980 |
| 繰延税金資産小計 | 28,515 |
| 評価性引当額 | △ 17,201 |
| 繰延税金資産合計 | 11,313 |
| 繰延税金負債 | |
| 退職給付信託設定益 | △ 106 |
| その他有価証券評価差益 | △ 95 |
| 繰延税金負債合計 | △ 202 |
| 繰延税金資産の純額 | 11,111 百万円 |

中間連結貸借対照表（平成20年9月30日現在）

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------------|------------------|--------------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | 61,806 | 預 金 | 1,213,206 |
| コールローン及び買入手形 | 40,000 | 債券貸借取引受入担保金 | 20,000 |
| 買入金銭債権 | 1,389 | 借 用 金 | 12,281 |
| 商品有価証券 | 146 | 外 国 為 替 | 17 |
| 金銭の信託 | 1,944 | 社 債 | 2,700 |
| 有 価 証 券 | 266,337 | そ の 他 負 債 | 13,158 |
| 貸 出 金 | 916,444 | 賞 与 引 当 金 | 534 |
| 外 国 為 替 | 409 | 退 職 給 付 引 当 金 | 2,678 |
| リース債権及びリース投資資産 | 4,885 | 役員退職慰労引当金 | 129 |
| そ の 他 資 産 | 15,724 | 睡眠預金払戻引当金 | 182 |
| 有形固定資産 | 8,822 | 偶発損失引当金 | 446 |
| 無形固定資産 | 3,127 | 再評価に係る繰延税金負債 | 741 |
| 繰延税金資産 | 11,123 | 負 の の れ ん | 0 |
| 支払承諾見返 | 38,735 | 支 払 承 諾 | 38,735 |
| 貸倒引当金 | △ 23,312 | 負債の部合計 | 1,304,812 |
| | | (純資産の部) | |
| | | 資 本 金 | 31,368 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 10,758 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 5,834 |
| | | 自 己 株 式 | △ 260 |
| | | 株 主 資 本 合 計 | 47,701 |
| | | その他有価証券評価差額金 | △ 5,551 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △ 15 |
| | | 土地再評価差額金 | 397 |
| | | 評価・換算差額等合計 | △ 5,169 |
| | | 少数株主持分 | 238 |
| | | 純資産の部合計 | 42,770 |
| 資産の部合計 | 1,347,583 | 負債及び純資産の部合計 | 1,347,583 |

中間連結損益計算書

平成20年4月1日から
平成20年9月30日まで

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------------|----------|
| 経 常 収 益 | 18,439 |
| 資 金 運 用 収 益 | 12,961 |
| (うち貸出金利息) | (10,840) |
| (うち有価証券利息配当金) | (1,384) |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 2,700 |
| そ の 他 業 務 収 益 | 372 |
| そ の 他 経 常 収 益 | 2,404 |
| 経 常 費 用 | 22,439 |
| 資 金 調 達 費 用 | 2,703 |
| (うち預金利息) | (2,027) |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 935 |
| そ の 他 業 務 費 用 | 4,048 |
| 営 業 経 費 | 10,285 |
| そ の 他 経 常 費 用 | 4,466 |
| 経 常 損 失 | 4,000 |
| 特 別 利 益 | 901 |
| 特 別 損 失 | 174 |
| 税 金 等 調 整 前 中 間 純 損 失 | 3,273 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 36 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △ 7 |
| 少 数 株 主 利 益 | 0 |
| 中 間 純 損 失 | 3,302 |

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 6社

会社名

関銀ビジネスサービス株式会社
かんぎん不動産調査株式会社
関銀オフィスサービス株式会社
関東信用保証株式会社
関銀コンピュータサービス株式会社
関東リース株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 6社

4. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

関東リース株式会社、関東信用保証株式会社、関銀コンピュータサービス株式会社に係る負ののれんの償却は、発生年度以10年間で均等償却しております。

5. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|---------|
| 建物 | 15年～47年 |
| その他 | 3年～15年 |

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は25,647百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

（会計基準変更時差異の償却期間）

なお、会計基準変更時差異（6,429百万円）については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理額を除き、10年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員及び執行役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻引当金の計上基準

睡眠預金払戻引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付の融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

（借主側）

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております

（貸主側）

リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日）第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計期間年度末における「リース資産」の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）を「リース債権及びリース投資資産」の期首の価額として計上しております。

なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、税金等調整前中間純損失は354百万円増加しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である貸出金等の金融資産・負債から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。当行のリスク管理方針に則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。

(14) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、「リース債権及びリース投資資産」が4,885百万円、「有形固定資産」が687百万円それぞれ計上され、「リース資産」が5,567百万円減少しておりますが、損益に与える影響は軽微であります。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は3,378百万円、延滞債権額は56,450百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は105百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,465百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は68,399百万円であります
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 住宅ローン債権証券化(RMBS - Residential Mortgage Backed Securities)により、信託譲渡をした貸出金元本の当中間連結会計期間末残高は、59,316百万円であります。なお、当行はRMBSの劣後受益権26,941百万円を継続保有し、「貸出金」に24,067百万円、現金準備金として「現金預け金」に2,873百万円を計上しております。
- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,171百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 53,326百万円
担保資産に対応する債務
預金 2,706百万円
債券貸借取引受入担保金 20,000百万円
借入金 1,261百万円
上記のほか、為替決済、コールマネー、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券32,936百万円を差し入れております。
また、その他資産等のうち保証金は2,870百万円であります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は258,160百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが22,531百万円あります。
なお、これらの契約は、融資実行されずに終了するものも含まれているため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定評価に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。
- 有形固定資産の減価償却累計額 10,249百万円
- 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金11,020百万円が含まれております。
- 社債は全額劣後特約付社債であります。
- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,716百万円あります。
- 1株当たりの純資産額 700円98銭
- 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準)8.29%

(中間連結損益計算書関係)

- 「その他経常費用」には、貸出金償却774百万円、株式等償却1,983百万円を含んでおります。
- 1株当たり中間純損失金額 59円02銭
- 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、当中間連結会計期間は純損失が計上されているので、記載しておりません。
- 「特別利益」には、貸倒引当金戻入益419百万円、退職給付信託設定益263百万円を含んでおります。
- 当中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額146百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

| 地域 | 主な用途 | 種類 | 減損損失額(百万円) |
|------|----------|--------|---------------------------|
| 茨城県内 | 営業店舗10カ所 | 土地及び建物 | 130 (土地 105、建物 24) |
| | 遊休資産3カ所 | 土地 | 1 (土地 1) |
| 茨城県外 | 営業店舗1カ所 | 建物等 | 14 (建物 2、その他 12) |
| | 遊休資産2カ所 | 建物 | 0 (建物 0) |
| 合 計 | | | 146 (土地 107、建物 27、その他 12) |

(グルーピングの方法)

当行の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、出張所は母店にグルーピング）としており、遊休資産については、各資産を各々独立した単位としております。また、連結子会社については、各社を一つの単位としております。

(回収可能価額)

当中間連結会計期間において、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

- 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

| | 中間連結貸借対照表 計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|------|------------------------|-------------|-------------|
| 国債 | 504 | 506 | 1 |
| その他 | 7,108 | 6,562 | △ 546 |
| 外国債券 | 7,108 | 6,562 | △ 546 |
| 合計 | 7,613 | 7,068 | △ 544 |

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

- その他有価証券で時価のあるもの

| | 取得原価 (百万円) | 中間連結貸借対照表 計上額 (百万円) | 評価差額 (百万円) |
|------|---------------|------------------------|---------------|
| 株式 | 8,393 | 7,947 | △ 446 |
| 債券 | 197,246 | 195,881 | △ 1,364 |
| 国債 | 88,099 | 87,861 | △ 238 |
| 地方債 | 3,617 | 3,569 | △ 48 |
| 社債 | 105,528 | 104,450 | △ 1,077 |
| その他 | 54,468 | 50,727 | △ 3,740 |
| 外国債券 | 24,126 | 23,401 | △ 725 |
| その他 | 30,341 | 27,326 | △ 3,015 |
| 合計 | 260,107 | 254,556 | △ 5,551 |

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、5,306百万円（うち、株式1,077百万円、その他4,228百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は次のとおりです。連結決算日における時価が取得原価に比べて30%以上下落したものについては、回復の可能性があると認められる場合を除き、時価と取得原価の差額を償却するものとしております。

- 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

| | 金額 (百万円) |
|---------|-------------|
| その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 1,886 |
| 事業債私募債 | 2,716 |
| その他 | 765 |

(金銭の信託関係)

金銭の信託は運用目的の金銭の信託であります。

、降

、
、
、

、

、

、

、
、

、

、

文
川
下

：

三

三
等

。

三
三
三

三

三

し

三
三
三

三
三
三

三
三
三

三
三
三

三

1

2

3

4

